

厚生労働大臣が定める揭示事項

2017年4月1日現在

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

[管理者氏名]	開設者	公益社団法人石川勤労者医療協会		
	医療機関名	石川勤労者医療協会 寺井病院		
	管理者の氏名	院長	島	隆雄
[診療科]	内科 小児科 放射線科 リハビリテーション科			
[診療時間]	月・火・木・金曜日	9:00~12:30	15:00~18:00	
	水曜日	9:00~12:30	15:00~17:00	
	土曜日	9:00~12:30		
[休診日]	日曜日、国民の祝日、5月1日、8月15日、 年未年始（12月30日から1月3日）			

当院は、**敷地内全面禁煙**です。

II. 入院基本料に関する事項

◆療養病棟入院基本料(I) 届出区分8割以上

当病棟では、1日に8人以上の看護職員{看護師・及び准看護師（うち、看護師が2割以上）}、かつ8人以上の看護補助者が勤務しております。

尚、時間ごとの配置は、以下のとおりです。

- ◇ 朝 8:30~夕方 5:00 まで、看護職員および看護補助者の1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ◇ 夕方 5:00~深夜 1時まで、看護職員および看護補助者 1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- ◇ 深夜 1時~朝 8:30 まで、看護職員および看護補助者 1人当たりの受け持ち数は28人以内です。

III. 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計の窓口にてその旨をお申し出下さい。

IV.当院は、下記について東海北陸厚生局長に届出を行っています。

- 1) 入院時食事療養（Ⅰ）及び特別管理の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温（保温食器等）で提供しています。
- 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出
 - ◆療養病棟入院基本料(Ⅰ) ◆療養病棟療養環境改善加算(Ⅰ)
 - ◆在宅復帰機能強化加算 ◆感染防止対策加算2 ◆退院支援加算2
 - ◆認知症ケア加算
- 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出
 - ◆ニコチン依存症管理料 ◆糖尿病合併症管理料 ◆検体検査管理加算(Ⅰ)
 - ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆下肢抹消動脈疾患指導管理加算
 - ◆在宅療養支援病院 ※「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
 - ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
 - ◆運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
 - ◆在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時医学総合管理料
 - ◆がん治療連携指導料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料

V.保険外併用療養費の「選定療養」について

当院では、保険外併用療養費制度の「選定療養」において差額ベッド代を徴収しておりません。

予約診察、時間外診察の特別料金は徴収しておりません。

VI.保険外負担に関して

- 1) 予防接種、文書料については別紙掲示をご覧ください。
- 2) 以下の項目についてその使用量に応じて実費の負担をお願いしています。

紙おむつリハビリパンツ 1枚 160円 紙おむつ 1枚 130円

平型おむつ 1枚 50円 尿パッド 1枚 30円

ハイパーキャッチ 1枚 95円 尿とりビッグ 1枚 55円

尚、衛生材料などの治療（看護）行為、及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収は法令に定められておりませんので、負担をお願いすることはありません。